

第1号様式（第3関係）

第2回豊山町障害者福祉審議会議事録

1 開催日時 平成24年1月31日（火）午前10時30分～11時50分

2 開催場所 豊山町役場 2階 会議室1

3 出席者

(1) 委員

(会長) 池山武志、(会長代理) 櫛田眞壽美、千野幸男、坪井久美子、丹羽孝旨、
伊藤記子、祖父江元宏、熊沢洋子（欠席：安藤一美、大口利恵子）

(2) 事務局

生活福祉部福祉課長 堀場昇、福祉・少子係長 日比野敏弥、
福祉・少子係主査 四浦かおり

4 議題

(1) 第3期障害福祉計画の策定について

(2) その他

5 会議資料

資料：豊山町障害者福祉計画（障害者福祉計画・第3期障害福祉計画）
（障害福祉計画改訂版）

6 議事内容

1. 会長あいさつ

【事務局】

ただ今より平成23年度第2回障害者福祉審議会を開催いたします。

委員の皆様には日頃から町の障がい者福祉にご尽力をたまわり、この場をお借りしまして厚くお礼を申し上げます。

私は本日の司会進行をさせていただきます、福祉課長の堀場です。よろしくお願いたします。

また、これまで委員としてお願いしておりました心身障害者福祉協会から推薦の鈴木委員は推薦の変更があり、後任として坪井委員にお願いしています。坪井委員を紹介します。よろしくお願いたします。

次に、事務局の紹介をさせていただきます。私、堀場と福祉・少子係の日比野と四浦です。よろしくお願いたします。なお、本日は委員の手話通訳

者として2人の手話通訳者の方に出席をしていただいています。会議等の発言においても、手話通訳者を介して行っていただきます。ご理解いただきますようお願いいたします。

事前に会議資料を送付させていただきましたが、以前お渡ししました障害者福祉計画と合わせてお持ちいただけましたでしょうか。

議題に入る前に審議会等の議事録についてお話をさせていただきます。すでにご承知とは存じますが、町では議事録をホームページに掲載することになっております。本会もその対象になりますのでご了承いただきたいと思っております。

また、議事録の内容につきましては、委員の確認が必要となりますので、後ほど会長から議事録署名委員2名を指名させていただきます。指名がありました委員には、後日、事務局が署名をもらいに伺いますので、よろしくようお願いいたします。

では審議会に先立ちまして、池山会長よりごあいさつをいただきます。よろしくようお願いいたします。

【会長】

皆さま、おはようございます。今日は寒い中、大変お忙しい中、平成23年度の第2回障害者福祉審議会にご協力いただきまして、本当にありがとうございます。平成23年度第2回ということですが、新年最初の審議会で、新年のごあいさつにをするにしても少し間が抜けていると感じますが、今後1年間よろしくご指導いただきたいと思っております。

今、堀場課長が申し上げたとおり、障害者福祉審議会に係ります第3期の障害福祉計画の策定について、国、県、豊山町さまざまな施策を行っていますが、なかなか目に見えた成果が、皆さまに対して生まれてきていないと実感があります。中には、計画倒れになっている部分も多々あると思っておりますが、いずれにしても、このような計画がないと一歩も前に進まないのご理解をいただき、この計画を立てて確実に実行することが大事だと思います。従いまして、第3期障害福祉計画の策定について町よりいろいろ説明があると思っておりますが、皆さま、しっかりお聞きいただき、不明な点等々ありましたら遠慮なく発言していただき、よりよい障害福祉計画を策定していきたいと考えていますので、皆さま方の協力を切にお願いし、簡単ですがあいさつに代えさせていただきます。よろしく申し上げます。

【事務局】

ありがとうございます。それでは議事進行につきまして、池山会長に申し上げます。

【会長】

それでは、ただいまから議事の進行をさせていただきます。

本日の議事録署名ですが、前回同様、櫛田委員と千野委員にお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

それでは、(1)豊山町第3期障害福祉計画の策定について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

説明に入る前に資料の確認をさせていただきます。落ち等ございましたら交換させていただきますので、お申し出ください。

2. 議題

(1) 第3期障害福祉計画の策定について

【事務局】

(資料説明)

【会長】

ありがとうございました。ただいま説明が終わりましたが、内容についてご意見はございませんか。

【委員】

44ページの利用者負担の決定の見直しについて、いま、応益負担になっていますが、今後どのように変わっていくのか、給与等がない場合、支払い能力、方法はどうすればいいのかについてお伺いしたいと思います。

【事務局】

基本的に町民税の課税世帯は1割負担、非課税世帯には負担なしとなっています。いままで負担の軽減を段階的に実施し、現在の状態です。見直し後、法律上明確化されたということですが、現状のままということになります。

【事務局】

補足させていただくと、今回、法律に軽減について書かれたということです。利用者負担としてはもともと1割負担若しくは負担なしが決まっております。いままでは、減免について、法律上に明記されていないため、仕組みをつくっていたのですが、今回法的に減免について決めたということです。

【委員】

自己負担としては、10%負担か無料かのどちらかということは、そのままということですか。以前は給料の額により負担額が決まっていたのが、障害者自立支援法により改正され、すべてが10%負担になっています。

【事務局】

利用者の負担自体は変わりません。

【会長】

従来実施していたことをきちんと明文化されたということだけです。実態は何も変わらないのですが、いままで法律に書かれていなかったのが、きちんと法律に書いたということです。制度としては変わりません。

事務局としても、説明しきれていない部分があるので、もう一度勉強していただいて、再度説明していただくということはいかがでしょうか。

【委員】

65ページのコミュニケーション支援事業についてですが、手話通訳者設置事業は平成26年度に設置予定と話がありました。要綱など検討中ですか。それについてお聞きしたいと思います。

【事務局】

準備中ですが、平成24年度から登録制度をスタートしたいと考えています。平成24年度、平成25年度の実績に基づき、設置に向けた検討を進めていきたいと思っています。

【委員】

要綱を作るということですか。実際の当事者を含めて検討していただきたいと思っています。登録制度をスタートすると書いてあったのですが、手話奉仕員は制度としてなくなるので、手話通訳者、要約筆記者と言葉を変えてほしいです。

【事務局】

町の地域生活支援事業の中にコミュニケーション支援事業があります。そこに、平成24年4月から登録制度を入れていきたいと思っています。要綱についても、見直しをするために準備しています。設置については、状況等を加味しながら、平成26年度の設置に向けた検討を進めていきたいと思っています。現在、設置事業の要綱はまだ作成していない状況です。

【会長】

65ページに、「手話奉仕員及び要約筆記奉仕員」と記載があるので、登録制度は奉仕員ではなく、手話通訳者と要約筆記者と表記しないと今の話と整合性が取れないということです。また、手話通訳者の設置事業は、平成26年度の実施に向けて検討するという事なので、あと2年かかるということです。

【委員】

その場合、要綱を作ることもあわせ、当事者を含めて事業の設置に向けて進めていただきたいと思います。いかがですか。

【会長】

当然のことで、当事者の意見を聞かないと健常者だけの議論では進めることはできません。調査もあると思いますので、それらも検討し、皆さま方の意見も聞いて、実施に向けての要綱などをつくりあげていくということでもいいですか。

【事務局】

審議会でも意見を諮ります。

【会長】

皆さまと相談し、利用しやすい制度をつくっていく姿勢で進めていくとご理解いただければと思います。表現については、事務局で情報を把握し、適した言葉にしていくということによろしいですか。

【委員】

手話通訳の登録制度をスタートした場合、県の委託はなくなるのですか。

【事務局】

両方で考えています。

【委員】

豊山町の通訳者が2名で足りないので、北名古屋市等の近くの通訳者を同時に登録していただきたいと思います。いかがですか。

【事務局】

登録の地域は限定していないので、登録していただけるのであれば、どこの地域でもよいです。

【会長】

制度ができたときは、当事者と役場でキャッチボールしていただかないといけないと思います。

【事務局】

事務局では把握できていないので、情報として北名古屋市のことを伝えていただければ、対応していきたいと思います。

【会長】

そのほか何かありますか。いかがですか。

【委員】

要約筆記者の絶対数が少ないと聞いていますが、町制40年式典に要約筆記者の方が参加できていないと聞いています。手話の方はよく聞きますが、町には要約筆記者が少ないと聞きます。

【会長】

要約筆記者については、その場で発言するわけではありません。

【事務局】

町の大きなイベントのときに手話通訳者に立っていただいたり、要約筆記で来賓や町長のあいさつをOHPでスクリーンに映したりしています。確かに町の要約筆記者が少ないと聞きますが、ボランティアをどのように育成していくかが課題となっています。手話は活発に活動されていますが、要約筆記だけでなく、他のボランティアも活発に活動できていないところもあると思います。

【委員】

計画に「手話奉仕員および要約筆記奉仕員の登録制度を検討します」と記載しているので、これから準備されて登録できるよう、人を育てるシステムができればいいのではないかと思います。

【事務局】

県の要約筆記の組織はあります。本来は大きなスクリーンに映すのではなく、当事者の隣で、筆記者が内容を書き取り見せていくというかたちですが、町の需要の中では、少ないという部分があります。

【委員】

町の中からも要約筆記者が育成されるようになればと思います。

【事務局】

需要を考えながら検討していきたいと思います。

【委員】

町のタウンバスの運行時間について、平日は午前6時からで休日は午前9時からになっていますので、せめて午前8時からでも運行してほしいです。以前にも伝えていますが、はっきりとした回答をもらえていません。

【会長】

需要と供給の関係で、予算的に難しい部分はあると思いますが、審議会として要望していくべきという皆さんのご意見があれば、町当局に申し入れをすることはできます。予算等を考えると、色よい返事はもらえないような気はしますが、意見を申し伝えます。

【委員】

また、タクシー利用券の補助制度についてですが、タクシー利用券の補助だけでなく、ガソリンの補助、タウンバスの回数券の中から選択できるようにしてほしいです。北名古屋市などは、ガソリンの補助とタクシー利用券を選択できるようになっています。

【事務局】

現在、タクシー利用券の補助は、扶助費で歳出させていただいていますが、生活の手助け全般を担っている障害者手当についても扶助費から出しています。町では扶助費の見直しとして、所得制限を検討しています。タクシー利用券の補助制度についても今後、見直しをしなければいけないかもしれません。現時点では、相対的に見直しが図られているところなので、意見として伺うことはできますが、ガソリンの補助やタウンバスの回数券にしますと即答ができません。平成24年度は現行通り、タクシー利用券の補助をさせていただきたいと考えています。

【委員】

申込者数は減っているのではないのでしょうか。今は、車を持っている人が多いので、ガソリンでもいいのではないのでしょうか。私もタクシー利用券は、使用していません。できれば、タウンバス回数券やガソリンの補助に変えていただくか、検討していただきたいと思います。

【事務局】

タクシー利用券の需要自体は変わりません。ご意見があることを頭に入れて、検討させていただきます。審議会として、障害者の手当に所得制限を入れたい等の提案を3月議会に町よりさせていただくこととなっていますので、ご承知ください。

もう一点だけ、現行計画の29ページをご覧ください。経済的自立への支援ということで、基本施策3で福祉的就労機会の充実、町の福祉作業所の今後のところで、平成23年度までに方向性を決定していきますと記載しています。本日の資料では、67ページの地域活動支援センターの移行等の方向性を、平成23年度までに決定をするような位置付けでした。方向性として、地域活動センターへの移行はしていかないという結論です。現在、福祉作業所に通っている方について「どちらがいいか」判断させていただき、現状のまま当面進んだほうが有利だろうということで、そのままとさせていただきました。福祉作業所のままで行くということになりましたので、報告させていただきます。

【会長】

さまざまな意見がでましたが、他に何かありますか。

特にないようですので(1)第3期障害福祉計画の策定についてはこれで打ち切り、議題2(2)その他に移ります。

(2) その他

【事務局】

次回、3回目の審議会を、3月20日以降でお願いしたいと思います。

今回の障害福祉計画の最終確認をしていただきながら、1年間の町の障がい者福祉施策に関する結果等の報告を含めて行いたいと思います。議会等の日程調整後、ご連絡させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【会 長】

委員のみなさまには、長時間にわたる審議をしていただき、ありがとうございました。これをもちまして、第2回豊山町障害者福祉審議会を閉会いたします。

上記のとおり、第2回豊山町障害者福祉審議会の議事の経過及びその結果を明確にするため、この議事録を作成し、会長及び出席者2名が署名する。

平成24年2月29日

会 長 池 山 武 志

署名人 櫛 田 眞壽美

千 野 幸 男